

北栄町交通安全対策協議会

日時 平成29年4月26日(水) 午後1時30分
場所 大栄農村環境改善センター 2階 青年研修室

日程

1 開 会

2 あいさつ

3 交通情勢

4 議 題

- (1) 平成29年度北栄町交通安全町民運動について
 - ・平成29年度北栄町交通安全町民運動実施要綱(案)
- (2) 運動への取り組みについて
- (3) 役員改選について

5 その他

- (1) 瀬戸バイパスの開通について
- (2) その他
 - ・高齢者安全運転普及モデル事業補助金の案内
 - ・夏の交通安全県民運動について

6 閉 会

北栄町交通安全対策協議会委員名簿

役職名	氏名	役職名	氏名
倉吉警察署交通課課長	河本 浩明	大栄小学校校長	小木 寛治
北条駐在所警察官	石賀 浩明	大栄小学校 PTA 会長	濱田 政良
北条駐在所警察官	富山 弘貴	大栄中学校校長	松浦 靖明
由良駐在所警察官	難波 健一	大栄中学校 PTA 会長	川本 章士
瀬戸駐在所警察官	西本 和史	鳥取中央育英校校長	御船 斎紀
交通安全協会北栄支部長	磯江 悦志	北栄町議会総務副委員長	田中 精一
交通安全協会北栄支部 女性部長	野嶋恵美子	町長	松本 昭夫
安全運転運行管理者協議会 北栄支部長	宮本 博文	教育長	別本 勝美
安全運転運行管理者協議会 大栄支部長	和田見 豊	地域整備課長	吉岡 正雄
交通安全指導員連絡協議会 会長	中村 輝義	北条こども園園長	松岡 幸子
農業委員会会長	濱坂 良男	大誠こども園園長	大黒 恭子
自治会長会交通安全対策 協議会委員	初野 雄治	由良こども園園長	飛川みゆき
商工会長	福井 利明	大谷こども園園長	松田真理子
女性団体連絡協議会会長	永田 洋子	栄保育所所長	石井 路代
老人クラブ連合会会長	西村 英昌	北条みどり保育園園長	松本八千代
北条小学校校長	岡本 雅子		
北条小学校 PTA 会長	和田 裕典		
北条中学校校長	牧野 厚志		
北条中学校 PTA 会長	山根 太一		

事務局

総務課長	手嶋 俊樹	総務課情報防災室 主事	田中 教子
------	-------	-------------	-------

交通事故概要について

(平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日)

1. 鳥取県内の交通事故状況

(1) 発生状況

	発生件数	死者数	負傷者数
平成28年	987	17	1243
平成27年	1053	38	1250
増減	-66	-21	-7

※死亡事故件数 17 件(対前年比 -17)

※全国の交通事故状況 死者数 3,904 人(対前年比 -213)

(2) 死亡事故の特徴

- ① 歩行者の死亡 10 人(全体の 58.8%)
- ② 市町村道での死亡 7 件(全体の 41.2%)
- ③ 夜間の死亡 10 件(全体の 58.8%)
- ④ 高齢者の死亡 11 人(全体の 64.7%)
うち、歩行者7人(63.6%)、自転車乗用中 4 人(36.4%)
- ⑤ 自転車利用者の死亡 4 人(全体の 23.5%)

2. 倉吉警察署管内の交通事故状況

(1) 発生状況

	発生件数	死者数	負傷者数
平成28年	169	2	216
平成27年	167	12	198
増減	+2	-10	+18

(2) 自治体別

区 別	発生件数	増 減	区 別	発生件数	増 減
倉吉市	95	-4	三朝町	6	-1
北栄町	33	+2	湯梨浜町	35	+5

(3) 交通死亡事故

発生日	場所	路線名	A	B
1 月 20 日 9 時 50 分	北栄町弓原	町道	軽貨物 50 歳代	歩行者 70 歳代 (死亡)
8 月 17 日 20 時 25 分	倉吉市下米積	県道	普通乗用 30 歳代	歩行者 70 歳代 (死亡)

4 議 題

(1) 平成29年度北栄町交通安全町民運動について

平成29年度北栄町交通安全町民運動実施要綱(案)

1 目的

この運動は、人命尊重の基本理念に基づき、町民一人一人に交通安全意識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより、悲惨な交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 期間

平成30年3月31日まで

3 主唱

北栄町交通安全対策協議会

会長 北栄町長 松本 昭夫

4 運動のスローガン

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

運転者(同乗者を含む)へ呼びかけるもの

抱っこより 深い愛情 チャイルドシート

歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの

身につけよう 命のお守り 反射材

こども(小・中学生以下)へ交通安全を呼びかけるもの

ペダルこぐ 免許はないけど ドライバー

5 運動の重点

- ・高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止
- ・自転車の安全利用の推進
- ・夕暮れ時や早朝、夜間の交通事故防止
(特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)
- ・チャイルドシートの使用と全ての座席のシートベルトの着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

6 各種運動等の推進

1) 年間を通じて実践する運動

運 動 名	期 間
安心とっとり交通安全県民運動	4月1日(土)～3月31日(土)
鳥取県交通マナーアップ運動	4月1日(土)～3月31日(土)
夕暮れ時の早期点灯運動	前照灯の点灯時刻 春:午後6時ごろ 夏:午後6時30分ごろ 秋:午後5時ごろ 冬:午後4時30分ごろ
チャイルドシート使用向上推進運動	4月1日(土)～3月31日(土)

2) 期間を定めて実施する運動(各期の交通安全運動)

運 動 名	期 間	北栄町の重点目標
春の全国交通安全運動	4月6日(木)～4月15日(土)	チャイルドシート・シートベルトの着用 自転車の安全利用の推進
夏の交通安全県民運動	7月11日(火)～7月20日(木)	運転中のスマホ携帯使用禁止 飲酒運転の根絶
秋の全国交通安全運動	9月21日(木)～9月30日(土)	夕暮れ時や早朝、夜間の交通事故防止 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止
年末の交通安全県民運動	12月12日(火)～12月21日(木)	夕暮れ時や早朝、夜間の交通事故防止 飲酒運転の根絶

3) 期間を定めて実施する運動(目的別運動)

運 動 名	期 間
自転車の安全利用推進運動	5月1日(月)～5月31日(水)
飲酒運転根絶！意識改革推進運動	8月中 12月中旬～1月中旬
高齢者と子どもへの思いやり運転推進運動	9月1日(金)～9月30日(土)

4) 交通安全日

名 称	実 施 日
交通安全にみんなで参加する日	毎月1日・15日
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日・9月30日

5) 交通死亡事故多発時の緊急対策

名 称	期 間
交通死亡事故多発警報	警報発令日からおおむね10日間

(2) 運動への取り組みについて

●運動の重点を受け、各期交通安全運動で重点項目設定

①高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止(資料 8 頁)

- ・高齢者の訪問指導(警察・交通安全協会・交通安全指導員・自治会・町)
- ・交通安全講習会の実施、交通安全の指導
(自治会・交通安全指導員・学校・こども園)
- ・自治会向け交通安全講習会への講師派遣(警察・町)
- ・通学路点検を通じて交通機関箇所の把握と合同点検を実施
(警察・学校・PTA・道路管理者・町)
- ・高齢者、子ども及び障がい者に対する思いやり運転の呼びかけ

②自転車の安全利用の推進(資料 10 頁)

- ・「自転車安全利用五則」「乗車用ヘルメットの着用」「自転車損害賠償保険への加入」等に関する情報提供(警察・町)
- ・自転車の安全利用、交通ルールについての指導(学校)
- ・「自転車安全利用五則」などの通行ルールの周知

③夕暮れ時から早朝、夜間の交通事故防止(特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)(資料 12 頁)

- ・夕暮れ時の前照灯の早期点灯、夜間走行時のハイビームの活用の呼びかけ
- ・反射材用品の着用の呼びかけ、指導
- ・高齢者宅訪問や学校、自治会の各種行事に反射材の啓発

④チャイルドシートの使用と全ての座席のシートベルトの着用の徹底(資料 14 頁)

- ・チャイルドシートと全ての座席のシートベルト着用の呼びかけ、指導
- ・チャイルドシートの貸出しの情報提供(交通安全協会・こども園・町)

⑤飲酒運転の根絶(資料 16 頁)

- ・飲酒運転は「しない・させない・許さない」という意識の定着
- ・「ハンドルキーパー運動」の普及

●年間を通じて実践する運動より

①鳥取県交通マナーアップ運動(資料 18 頁)

- ・毎月 1 日、15 日(「交通安全にみんなで参加する日」)及び各期の交通安全運動中の検問やパトロール・街頭広報・告知放送で呼びかけ
- ・学校、こども園、保育園、職場
「思いやり」「ゆずりあい」をテーマに交通マナーの指導や話し合い

②夕暮れ時の早期点灯運動(資料 19 頁)

- ・毎月 1 日、15 日(「交通安全にみんなで参加する日」)及び、各期の交通安全運動中のパトロール・街頭広報で呼びかけ(特に秋、年末を強化)

③チャイルドシート使用向上推進運動(資料 20 頁)

- ・交通安全運動中の検問で呼びかけ
- ・学校、こども園、保育園、職場
チャイルドシート使用の指導、使用に関する正しい知識の普及

●期間を定めて実施する運動

④自転車の安全利用推進運動(資料 21 頁)

- ・春、夏、秋の交通安全運動の際、街頭啓発の実施(春…北条中学校、夏…大栄中学校、秋…育英高校)
- ・学校、各自治会で交通安全教室開催の際、講習項目として推進

⑤飲酒運転根絶！意識改革推進運動(資料 22 頁)

- ・夏、年末の交通安全運動の際、パレードと広報検問を実施
- ・職場 安全運転管理者による飲酒運転根絶のための職場環境作り

⑥高齢者、子ども及び障がい者への思いやり運転推進運動(資料 23 頁)

- ・社用車、公用車への「思いやり運転推進中」マグネットシート貼り付け
- ・交通安全運動の際、高齢者戸別訪問を実施(年 1~2 回)。反射材等配布
- ・安全運行管理者協議会等の事業所
横断歩道付近での運転について注意事項呼びかけ

●交通安全日(資料 24 頁)

⑦「交通安全にみんなで参加する日」の実施

- ・指導員によるパトロール及び告知放送を実施
- ・各関係団体
広報活動や講習会を通じ周知
- ・学校、こども園、保育園
この日を利用し交通安全指導を強化

●交通死亡事故多発時の緊急対策(資料 26 頁)

⑧交通死亡事故多発警報発令制度実施

- ・告知放送の実施
- ・指導員によるパトロール実施
- ・各自治会 のぼり旗の掲出、自治会放送の実施

(3)役員改選について

会 長 1名

副会長 2名

前任 副会長

- ・交通安全協会北栄支部 支部長 磯江 悦志
- ・交通安全指導員連絡協議会 会長 中村 輝義

5 その他

(1)瀬戸バイパスの開通について

3月24日(金)正午、瀬戸バイパス(県道23号倉吉由良線)が
暫定共用開始

(2)その他

- ・高齢者安全運転普及モデル事業補助金の案内(30 頁参照)
- ・夏の交通安全県民運動について
7月11日(火)~7月20日(木)

1 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止

推進目的

交通事故が減少する中で、去年の交通事故死者に占める高齢者の割合は6割を超え、今後、高齢運転者による加害事故等も増加することが懸念されることから、高齢者に対する運転適性診断や交通安全講習等を実施し、自身の身体機能の低下などを自覚した安全行動や安全運転を促す。

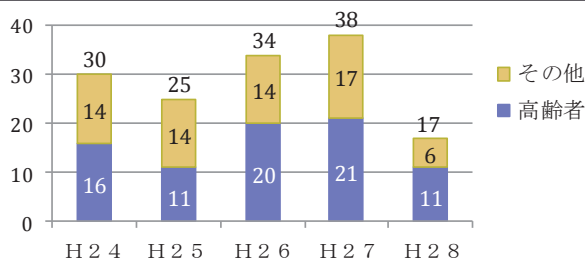
また、子どもに対して、年齢に応じた交通安全教育を実施するとともに、障がい者に対して、それぞれの特性に応じた配慮と道路環境に応じた誘導や介助などを推進する。

一般運転者に対しては、高齢者（高齢運転者を含む）、子ども及び障がい者への思いやり運転の実践等、安全運転の励行と交通ルールの遵守等呼びかけ、交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
<p>一般運転者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢運転者標識（高齢運転者マーク）の表示車に対して、幅寄せや無理な追い越しなどせず、高齢運転者の特性を理解し、思いやり運転を心がける。 ○横断歩道付近ではスピードを落とし、横断しようとする歩行者がいる場合は横断歩行者を優先する。 ○高齢者や子ども、障がい者に対する思いやり運転と道路環境に応じた安全運転を徹底する。
<p>高齢運転者 （高齢運転者マーク）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○70歳以上の運転者は「高齢運転者マーク」の表示に努める。 ○交通安全講習や運転適性診断を積極的に受けるなど、加齢に伴う身体機能の低下を認識し、自身の運転能力に応じた安全運転に努める。 ○一時停止や信号などの交通ルールを守り、安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控える。
<p>高年齢者 子ども 障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道路を横断する際には、十分に左右を確認し無理な横断はやめるとともに、飛び出しや車の直前・直後の横断はしない。 ○夕暮れから夜間の外出には、明るい色の服装と、反射タスキなどの反射材用品を着用し、運転者からの発見遅れを防止する。 ○自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用し、信号を守り交差点や曲がり角では、一時停止するなど交通ルールを守る。 ○道路や歩道等を通行中、困っている障がい者には必要に応じて声を掛け、誘導や介助するよう努める。 ○電動車イスは「歩行者」であることを認識し、歩道を利用する。また、道路の右側通行や正しい操作方法を遵守する。

推進主体	推進事項
<p style="text-align: center;">県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢運転者に対する「ゆずり合い・思いやり運転」を推進するため、各種広報媒体を活用し、高齢者マークの周知と高齢者の特性等を理解してもらうための広報啓発を図る。 ○4月と9月の「高齢者、子ども及び障がい者への思いやり運転推進運動」の周知を図り、特に横断歩道付近での交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。 ○高齢者世帯、老人福祉施設等への訪問活動を通じて、交通ルールの遵守や正しい交通マナーなど、安全行動について指導する。 ○運転免許証の自主返納者への支援（高齢者等に対する公共交通機関の利用助成施策 別紙参照）に関する情報提供を推進する。 ○地域における高齢者交通安全教育の推進役（高齢者交通安全協力者等）を育成するため、参加・体験・実践型の交通安全研修会を開催する。 ○高齢運転者に対する交通安全講習や運転適性診断等を積極的に開催し、交通安全意識の高揚を図る。 ○高齢者と子どもの自転車乗用中の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、高齢者と子どもの自転車交通安全教室等を実施する。
<p style="text-align: center;">道路管理者 (国土交通省・ 県・市 町 村) 警 察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交通危険箇所の把握と合同点検等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故原因、高齢者、子どもや障がい者の行動特性等を踏まえ、交通環境・安全施設の点検整備に努める。 ・路上における放置物件や道路不正使用等の点検に努める。
<p style="text-align: center;">家 庭 地 域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅周辺の危険箇所を高齢者や子どもと一緒に確認し、通行方法も含めて交通安全について話し合う。 ○通学路や街頭での高齢者や子ども、障がい者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行う。 ○町内会や老人クラブ等が中心となり、町内のヒヤリ地図を作成するなど、地域の交通上の危険箇所を把握し交通事故防止を図る。
<p style="text-align: center;">学 校 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体等と連携し、通学路の交通安全点検を実施し、交通危険箇所の把握と改善に努める。 ○地域の交通安全指導員やPTA等と協力し、通学（園）路での交通安全指導や保護・誘導活動を行う。
<p style="text-align: center;">職 場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○朝礼等を利用して、高齢者、子どもや障がい者に対する思いやり運転（特に横断歩道付近での横断歩行者優先）を呼びかける。

交通事故死者に占める高齢者の死者数（H24年～H28年）



推進目的

自転車利用時の携帯電話の使用や交差点等での一時不停止、歩道での不適切な走行等、交通ルール・マナーを守らない危険な利用が見受けられる。

このようなことから、自転車利用者に対して「自転車安全利用五則」の周知徹底、自転車利用時の安全対策として乗車用ヘルメットの着用、また、自転車利用中の交通事故に対応し自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するとともに、交通安全に配慮した正しい交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ることにより交通事故を防止する。

推進主体	推進事項
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○「自転車安全利用五則」を遵守し、自転車の正しい乗り方や安全な利用を実践する。 ○自転車利用時は、乗車用ヘルメットを着用する。 ○自転車の定期的な点検整備を心がけ、TSマークの貼付された安全な自転車を利用する。 ○狭い道路から広い道路に出るときや、見通しの悪い交差点等では徐行や一時停止し、安全確認を徹底する。 ○自転車利用時の二人乗り、傘差し、スマートフォン等使用の危険性を認識し安全な利用を徹底する。 ○夜間の前照灯の点灯を徹底するとともに、LEDライトや反射材用品の活用を推進する。また、歩道走行時には歩行者優先を徹底する。
県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○「自転車の安全利用推進運動」月間には、「自転車安全利用五則」を活用した通行ルール周知のための広報啓発活動を実施する。 ○乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険への加入の促進を図る。 ○自転車シミュレーターを活用した、自転車の正しい乗り方等を指導する交通安全教育を推進する。 ○自転車は車両であり、信号遵守や一時停止、車道を通行する場合の左側通行などの徹底、また、歩道通行時における歩行者優先を指導する。 ○自転車利用者に対する交通安全教育の充実を図る。
道路管理者 (国土交通省・ 県・市 町 村)	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用者の安全な通行を確保するため、交差点、自転車道、歩道等における交通安全点検を促進する。 ○自転車と歩行者の接触事故を防ぐため、交通量の多い地区の歩道を自転車専用・歩行者専用に分離するなど、自転車通行環境整備の推進を図る。

推進主体	推進事項
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○交差点やその周辺において、自転車利用者に対する安全な通行のための街頭指導を実施する。 ○自転車利用者による飲酒運転、信号無視、無灯火運転、二人乗り運転、傘差し運転、スマートフォン等使用中の運転などの交通ルールの違反者に対する指導取締りを徹底する。
家 地 庭 域	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車の危険な走行や迷惑行為、正しい通行方法等について話し合い、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努める。 ○家庭や地域の会合などでは、自転車利用者も交通事故の「加害者」になり得ることなど、自転車事故が招く責任の重大さなどについて話し合う。 ○自転車の点検整備を推進し、夕暮れ時のライトの早期点灯や反射材用品を着用するなど安全な利用に努める。 ○子どもが自転車に乗るときや子どもを自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットを着用させる。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校時における街頭指導や自転車教室などを開催し、自転車の安全利用についての指導を推進する。 ○生徒に対して、自転車の点検整備と乗車用ヘルメットの着用指導、損害賠償責任保険への加入促進を図る。 ○「自転車安全利用五則」を周知し、傘差し・スマートフォン等の使用禁止を指導する。 ○自転車の前照灯の点灯と反射材の効果を周知し、自転車の安全な利用を推進する。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車通勤者に対して、自転車の点検整備と自転車損害賠償保険への加入、「自転車安全利用五則」などの通行ルールの周知を図り、自転車の安全利用を指導する。

事故に備えて保険に加入しましょう

事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、他人にけがをさせたり、他人のものを壊したりして高額な賠償金を支払わなければならないことがあります。

万が一に備え保険に加入しましょう。

● 個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり、他人のものを壊したりして、賠償責任が発生した場合に支払われる保険です。

● 傷害保険

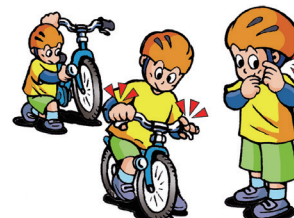
自転車で転倒など、自分のけがに備える保険です。

● TSマーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されています。保険期間は1年間です。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



自転車を利用するときはヘルメットをかぶろう。

3

夕暮れ時から早朝、夜間の交通事故防止 (特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)

推進目的

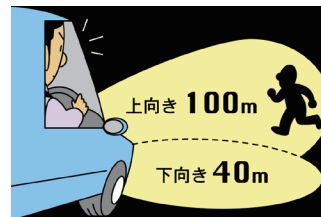
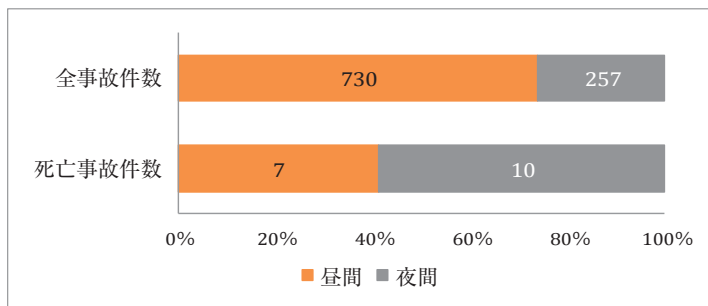
夕暮れから夜間にかけて交通事故が多発していることに加えて、夜間の交通事故死者が全体の6割を占めている。このようなことから、自動車・自転車の前照灯の早期点灯を呼びかけ、歩行者及び自転車利用者に対し、夕暮れから夜間の交通事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及・促進を図る。

また、運転者に対して、早朝や夜間における走行用前照灯（ハイビーム）の活用を呼びかけ、夕暮れ時や早朝、夜間の交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
運 転 者 (二 輪 車 含 む)	<ul style="list-style-type: none"> ○視界が低下する夕暮れ時の交通事故を防止するため、日没30分前には前照灯を点灯する。 (各月の日没時刻→P17 夕暮れ時の早期点灯運動実施要領参照) ○夜間走行時、対向車や先行車がないときはライトを上向き（ハイビーム）にするなど、歩行者や自転車等の発見遅れを防ぐ。 ○夕暮れ時や早朝、夜間は歩行者や自転車が見えにくくなるので、スピードを控え、周囲に気を配った安全運転に努める。
歩 行 者 自 転 車 利 用 者	<ul style="list-style-type: none"> ○夕暮れから夜間・早朝は、「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は明るい色（白・黄色等）の服装を心がけ、反射材用品の着用と懐中電灯を携行するなど、自己の存在を目立たせる。 ○夕暮れ時から夜間に自転車で外出するときは、必ず自転車の前照灯を点灯し、尾灯や側面反射器材の確認をする。
県 市 町 村 警 察 交 通 安 全 協 会 関 係 機 関 ・ 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ○夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の前照灯のこまめな切り替え（ハイビームの活用）について、各種広報媒体を活用した広報を徹底し周知に努める。 ○夕暮れ時や夜間、早朝の危険性について理解を深める、参加・体験・実践型の交通安全講習会を開催する。 ○夜間及び薄暮時における交通事故防止に効果が高い反射材用品の普及を推進するため、各種広報媒体を活用した広報活動を推進する。 ○夕暮れから夜間にかけての事故実態と危険性を周知するための交通安全教育や広報啓発活動を推進する。 ○反射材用品の効果を体験させる交通安全講習会の開催や、ビデオ上映等を開催し、反射材用品の着用推進を図る。
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○無灯火の車両に対する指導取締りを推進する。

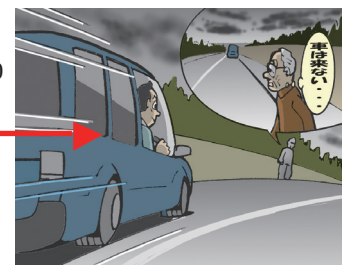
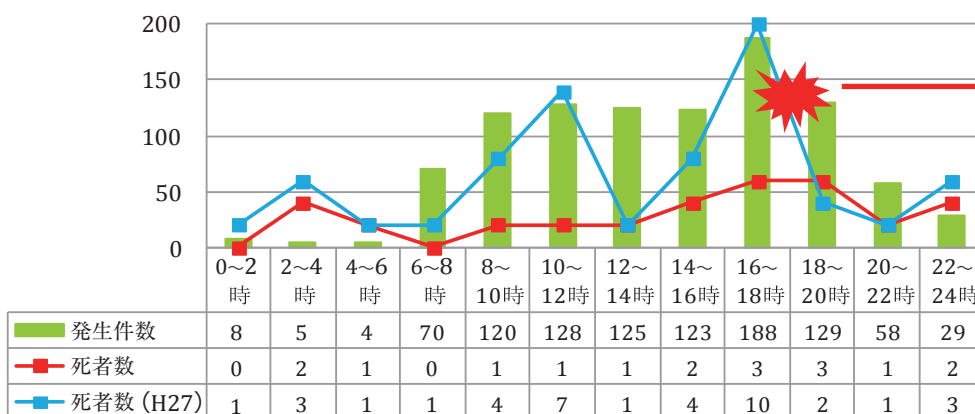
推進主体		推進事項
家 地	庭 域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における各種広報媒体（チラシ・回覧板など）を活用し、前照灯の早期点灯、反射材用品の着用について啓発を行い、夕暮れ時や夜間に交通事故を起こさない環境づくりを推進する。 ○回覧板等を活用し、夕暮れから夜間にかけて事故が多発していることを周知し、夜間の外出時の反射材用品の着用と明るい色の服装を呼びかけ、交通事故防止を図る。 ○下校時における、学校周辺や通学路等での児童等の保護・誘導活動を推進する。
学	校	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒に対し、反射材用品の着用と自転車通学者に前照灯の点灯及び自転車乗車用ヘルメットの着用を指導する。
職	場	<ul style="list-style-type: none"> ○夕暮れから夜間にかけて交通事故が多発傾向にあることを周知し、スピードを控えた安全運転と前照灯の早期点灯・夜間の前照灯のこまめな切り替え（ハイビームの活用）について指導を徹底する。 ○夕暮れから夜間における視認性の低下や通勤時間帯の交通事故の実態を周知し、慣れた道路での漫然運転や速度超過の危険性など、交通事故防止について指導する。

平成28年中 昼夜別交通事故発生状況



交通死亡事故の約6割は夜間に発生しています。重大事故が発生しやすい夜間の交通事故を防止するため、自動車は夜間走行時はハイビームを適切に使用しましょう。歩行者や自転車利用者は、反射材用品の着用を習慣づけましょう。

平成28年中 時間別交通事故発生状況



例年、16時-18時の時間帯に交通事故が多発しています。夕暮れ時は他の車両や歩行者から見えにくいことを意識して、早めに前照灯を点灯しましょう。

4

チャイルドシートの使用と全ての座席のシートベルトの着用の徹底

推進目的

チャイルドシートの使用率は年々向上し、平成27年から全国平均並に推移しているが、いまだに4割弱に不使用が見られる。

また、依然として低調な後部座席シートベルト着用率を向上させるため、交通事故発生時の被害防止と軽減に高い効果が期待できる、シートベルトの着用とチャイルドシートの使用について、各種広報媒体を通じて広報啓発し、使用（着用）率の更なる向上を目指す。

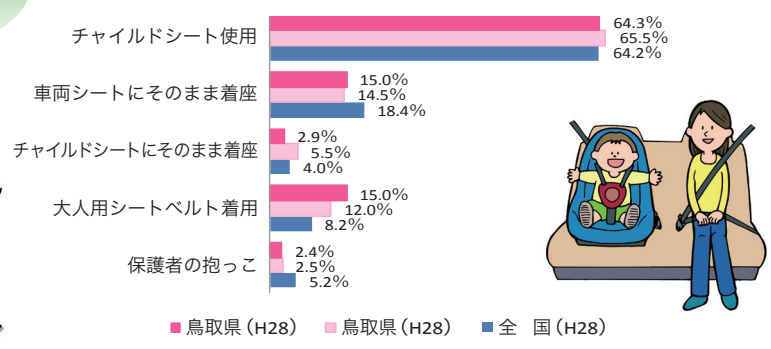
推進主体	推進事項
運 転 者	<ul style="list-style-type: none"> ○チャイルドシートと全ての座席のシートベルトの必要性と使用（着用）効果を認識し、運転するときは正しい使用（着用）を習慣付ける。 ○自ら正しくシートベルトを着用するとともに、全ての同乗者にも正しく着用させる。 ○後部座席同乗者に対しても、シートベルトを必ず着用させる。 ○子どもの発育・成長に応じたチャイルドシートやジュニアシートを正しく使用し、その習慣化に努める。
同 乗 者	<ul style="list-style-type: none"> ○乗車時には、必ずシートベルトを正しく着用する。
市 町 村 警 察 交 通 安 全 協 会 関 係 機 関 ・ 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ○チャイルドシートとシートベルトの必要性と使用（着用）効果について広報啓発し、使用（着用）意識の高揚を図る。 ○ビデオ教材やシートベルト着用体験車等を活用した交通安全講習を通じて、チャイルドシートとシートベルト非使用（着用）の危険性を認識させ、使用（着用）意識の向上を図る。 ○特に後部座席に関する事故の実態及び、シートベルト着用による被害軽減効果を周知し、全ての座席におけるシートベルト着用の促進を図る。 ○チャイルドシートの安全性能に関する情報提供及び、正しい取付方法について広報啓発に努める。 ○チャイルドシートの貸出し等によるチャイルドシート使用の促進と広報啓発活動を推進する。
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○チャイルドシートとシートベルト非使用（非着用）者に対する指導取締りを推進する。
家 庭 域	<ul style="list-style-type: none"> ○チャイルドシートとシートベルトの必要性と使用（着用）効果について家族で話し合い、チャイルドシート等の正しい使用（着用）を徹底する。 ○自動車で出かける家族にチャイルドシートと全ての座席のシートベルトを使用（着用）するよう声掛けをする。

推進主体		推進事項
家	庭	○回覧板・掲示板等を活用し、チャイルドシートとシートベルトの必要性と使用（着用）効果について啓発に努める。
地	域	
幼稚園・保育所	学	○幼児・児童・生徒に対し、チャイルドシートとシートベルトの必要性と使用（着用）効果を理解させ、車に同乗するときは必ず使用（着用）するよう指導する。
	校	○子どもと保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、後部座席も含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの使用を指導する。
職	場	○朝礼等の機会を通じて職員・従業員等に対し、全ての座席のシートベルトの着用を徹底させるとともに、チャイルドシート使用の必要性と効果について啓発する。
旅客業者		○車内にシートベルト着用を促すステッカーの貼付や、乗車時に着用を呼びかけるなど、乗客が率先して着用するような啓発活動を展開する。

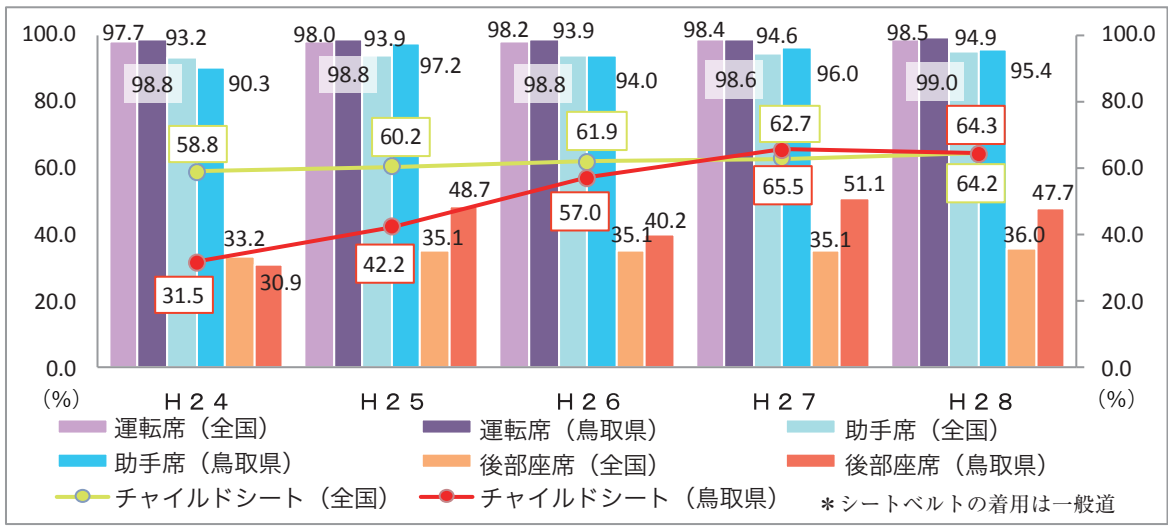
車内の安全を守るのは運転者の責任です。チャイルドシートの正しい使用と後部座席を含めた同乗者全員がシートベルトを着用しましょう。



6歳未満のチャイルドシート乗車状況



チャイルドシートの使用・シートベルトの着用状況



5


飲酒運転の根絶

推進目的


飲酒運転の危険性・悪質性や、飲酒運転による交通事故実態等について積極的に広報啓発するとともに、酒類提供業者等と連携し、ハンドルキーパー運動の推進、また、家庭・地域・職場等では飲酒運転は「しない・させない・許さない」ことを徹底し、県民一丸となって飲酒運転の根絶を図る。

推進主体	推進事項
運 転 者 (自転車利用者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にしない意識を徹底する。 ○飲酒を伴う会合等には車は使用せず、公共交通機関を利用する。 やむを得ず車を使用する場合には、自動車運転代行サービスの利用やハンドルキーパー運動を実践する。 ○飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮するとともに、アルコールチェッカーなどを活用して、二日酔い等による飲酒運転を防止する。 ○自転車利用者も飲酒運転は絶対にしない。
周 辺 者 (同乗者) (車両提供者)	<ul style="list-style-type: none"> ○仲間で自動車により飲食店に行き飲酒する場合は、「ハンドルキーパー運動」を実践する。 ○飲酒運転をさせた同乗者も犯罪となることを認識する。 ○飲酒運転をするおそれがある者に対し、車両の提供をしない。
県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○各種広報媒体を活用し、飲酒運転の危険性・悪質性及び反社会性や飲酒運転事故の悲惨さ、また、飲酒運転者及びその周辺者（同乗者、車両提供者等）に対する罰則等について広報啓発し、飲酒運転根絶に向けた気運を高める。 ○関係機関・団体は、地域や飲食店等と協力して飲酒運転根絶のための取組を推進する。 ○「ハンドルキーパー運動」の普及推進を図る。 ○飲酒運転及び周辺者に対する交通指導取締りを強化する。 ○視聴覚教材（DVD）や飲酒擬似体験ゴーグル等を活用した、飲酒運転防止に向けた研修等の推進を図る。 ○飲酒運転は「しない・させない・許さない」という意識を定着させる広報啓発活動を推進する。

推進主体	推進事項
家地 庭域	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や地域で飲酒運転の危険性・悪質性・責任の重大性等について話し合い、地域一丸となって飲酒運転の根絶気運を高める。 ○飲酒を伴う会合等には車で行かないようお互いに声を掛け合い、飲酒運転をしない・させない環境作りに努める。 ○車両を運転する人には、絶対に酒類は提供しない。 ○掲示板や回覧板、有線放送等を活用し、飲酒運転の危険性や飲酒運転事故の悲惨さ等を啓発し、飲酒運転根絶に向けた気運を高める。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○朝礼、会議等を利用して、飲酒運転の危険性や悪質性を周知し、飲酒運転防止のための指導を徹底する。 ○自動車運送事業所等では、アルコール検知器を適正に活用し、運転前の呼気チェックを実施する。 ○職場内に飲酒運転根絶の標語やポスターの掲示、また、飲酒を伴う会合等ではハンドルキーパー運動を推進するなど、職場ぐるみで飲酒運転根絶気運を高める。
酒類提供者	<ul style="list-style-type: none"> ○酒類を提供する飲食店は、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動への参加を呼びかける。 ○店内に飲酒運転根絶に関するチラシやポスターなどを掲出し、客に対する注意喚起に努める。



ハンドルキーパー運動とは



グループが自動車で飲食店に行き飲酒する場合、グループの中でお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人はお酒を飲まずに仲間を安全に自宅まで送り届ける運動です。

飲酒運転の罰則と行政処分

酒酔い運転

罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
行政処分：35点免許取消し（欠格期間3年）

酒気帯び運転（呼気0.25mg/ℓ以上）

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
行政処分：35点免許取消し（欠格期間2年）

酒気帯び運転（呼気0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満）

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
行政処分：13点（免許停止90日）

居住地別飲酒運転者数(平成28年)

（飲酒運転の違反者と交通事故の当事者の延べ人数）

市町村別	飲酒運転者数	市町村別	飲酒運転者数
鳥取市	52(54)	北栄町	1(4)
米子市	37(38)	琴浦町	5(4)
倉吉市	15(19)	日吉津村	0(0)
境港市	11(8)	大山町	2(4)
岩美町	4(5)	南部町	4(0)
八頭町	2(9)	伯耆町	2(4)
若桜町	0(0)	日南町	2(1)
智頭町	1(3)	日野町	0(1)
湯梨浜町	6(7)	江府町	0(1)
三朝町	2(1)	合計	146(163)

※（ ）は平成27年 ※県外居住者は除く

1 名称

鳥取県交通マナーアップ運動

2 運動の趣旨・目的

交通マナーの向上が叫ばれて久しいが、相変わらず自動車運転者をはじめ自転車利用者、歩行者のマナーの欠如により発生する交通事故が後を絶たない現状にある。

そこで、県民一人一人が交通ルールの遵守はもとより、交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する「思いやり」と「ゆずり合い」の心を醸成し、実践することにより、交通安全思想の高揚と交通事故防止を図ることを目的として実施する。

3 推進期間

平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)

4 マナーアップ強化日

毎月1・15日(「交通安全にみんなで参加する日」)及び各期の交通安全運動期間中に設定

5 推進要領

実施機関・団体	推 進 要 領
<p>県、市町村、県・市町村教育委員会 交通安全協会 関係機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○この運動が県民総ぐるみで展開されるよう新聞、テレビ、ラジオをはじめ、ケーブルテレビ、懸垂幕、ポスター、チラシ等あらゆる広報媒体を積極的に活用して、この運動の周知キャンペーンを強力に推進する。 ○この運動を周知するため、マナーアップ強化日には「思いやり」と「ゆずり合い」の実践などを県民運動として展開する。 ○交通安全の各種イベント・講習会等の場を活用し、交通マナーの実践と習慣付けを訴える。
<p>学 校 幼稚園・保育所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校では、学級活動、学校行事等を通じて、交通マナーの向上と習慣付けに努める。 ○関係機関・団体、家庭や地域と連携した街頭活動などを通じて、自転車の二人乗り、無灯火、傘差し等に対して適切な指導を行う。
<p>家 庭 地 域 職 場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○親が子どもの手本となるよう、常に正しい交通ルールとマナーを実践し、身をもって交通安全のしつけに努める。 ○高齢者と子ども、障がい者の安全を守るため、家族・地域ぐるみの交通安全「ひと声」運動、安全を見守る活動等を推進する。 ○家庭や地域、職場内で交通安全について話し合うなど「思いやり」や「ゆずり合い」の精神を育成し、交通マナーの向上を推進する。
<p>運 転 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な速度と右・左折、進路変更する場合の早めの合図や、安全確認の励行に努めるとともに、「ゆずり合い」運転に努める。 ○歩行者、自転車、特に高齢者と子ども、障がい者の動向に注意し、その安全を守るために速度を落とし、徐行するなどの安全運転を励行する。 ○運転中のスマートフォン等の使用や、無理な割り込み・追い越し等、交通事故を誘発するおそれのある危険な行為は絶対にしない。 ○急発進や急加速をしない、駐停車時(中)のアイドリングストップなど環境に優しい運転を実践する。

1 名称

夕暮れ時の早期点灯運動

2 目的

本県における交通事故の発生状況は、朝夕の通勤・通学時間帯に多発している。特に夕暮れ時のいわゆる薄暮時間帯は、運転者からは歩行者や自転車が発見しにくく、歩行者、自転車からも車両が見つらいため道路横断中の事故が多発している。

このようなことから、全県的に夕暮れ時からの車両の前照灯を点灯する運動を展開し、交通事故の抑止を図ることを目的とする。

3 前照灯の点灯時刻

前照灯の点灯時刻は、日没時刻のおおむね30分前とするが、日没時刻が季節によって変化するため、右表のとおりとする。

季節	前照灯の点灯時刻
春	午後6時ごろ
夏	午後6時30分ごろ
秋	午後5時ごろ
冬	午後4時30分ごろ

4 運動の進め方

(1) 点灯時刻の周知

新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、電光掲示板、広報紙などの各種広報媒体を活用し、点灯時刻の広報と周知を図る。

また、毎月1日及び15日の「交通安全にみんなで参加する日」においてもその周知を図る。

(2) 交通安全運動との連動

この運動を推進するため、各期（春、夏、秋、年末）の交通安全運動期間中には広報啓発を行い、この運動を推進する。

《 参 考 》

■ 各月の日没時刻

区 分	平成29年									平成30年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日没時間	18:36	19:01	19:20	19:19	18:53	18:11	17:28	16:57	16:52	17:13	17:45	18:10

※日没時刻は国立天文台天文情報センター暦計算室のデータによる鳥取の時刻（各月15日）を掲載した。

平成28年 月別・時間別交通事故発生状況

* 交通事故の最多発生時間

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
0～2時	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	2
2～4時	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	1
4～6時	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1
6～8時	2	7	7	8	3	7	3	7	4	8	5	9
8～10時	4	12	8	8	8	8	15	14	9	11	10	13
10～12時	11	9	11	10	13	13	9	16	5	9	8	14
12～14時	9	8	13	10	12	6	6	13	10	11	10	17
14～16時	10	8	7	7	12	10	14	15	11	6	10	13
16～18時	10	17	12	15	19	19	18	13	7	18	14	26
18～20時	14	16	8	1	11	13	3	9	8	11	20	15
20～22時	2	3	7	3	3	4	5	11	7	1	8	4
22～24時	1	5	3	1	1	3	1	3	3	3	1	4

1 名称

チャイルドシート使用向上推進運動

2 運動の趣旨・目的

自動車乗車中の交通事故発生時において、チャイルドシートの使用は救命及び被害軽減に高い効果を発揮することから、かけがえのない子どもの命を守るため、保護者をはじめとした県民一人一人にチャイルドシート使用の必要性と使用効果及び、座席への取り付け方法等について広報啓発し、併せて交通ルールの遵守、正しい交通マナーを実践することにより、チャイルドシートの使用率の向上と交通事故防止を図る。

3 推進期間

平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)

4 推進要領

実施機関・団体	推進要領
県、市町村、警察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、電光掲示板、広報紙など各種の広報媒体を活用し、チャイルドシート使用の必要性と正しい使用を周知することで、チャイルドシートの使用率向上と安全意識の高揚・交通事故防止を図る。 ○チャイルドシートの安全性能に関する情報提供に努める。 ○街頭指導・広報検問等を通じて、チラシやリーフレットを配付するなど、チャイルドシートの正しい使用について広報啓発を推進する。
幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児に対し、チャイルドシートの使用の必要性と効果を理解させ、車に同乗するときは必ず使用するよう指導する。
家庭 地域 職場	<ul style="list-style-type: none"> ○チャイルドシートの必要性と使用効果について家族で話し合い、チャイルドシートの正しい使用を実践し、その習慣化を図る。 ○チラシや回覧板等を活用し、チャイルドシート使用に関する正しい知識・情報の普及を図る。 ○幼児・児童のいる家庭では、チャイルドシートの使用は親の責任であることを自覚し、同乗させるときは必ず使用する。
運転者	<ul style="list-style-type: none"> ○チャイルドシートの使用の必要性を認識し、自動車で出かけるときは使用を習慣付ける。 ○幼児・児童を同乗させるときは、子どもの発育・成長に応じたチャイルドシート（乳児用、幼児用・学童用）を正しく使用し、その習慣化を図る。

チャイルドシート支援事業

□ 補助金事業

実施主体	問い合わせ先
境港市自治防災課	0859-47-1023
岩美町総務課	0857-73-1411
三朝町危機管理課	0858-43-3513
大山町企画情報課	0859-54-5202
南部町企画政策課	0859-66-3113

□ 貸出事業

実施主体	問い合わせ先
岩美町子育て支援センター	0857-72-2922
智頭町子育て支援センター	0858-75-0145
湯梨浜町子育て支援課	0858-35-5324
日吉津村社会福祉協議会	0859-27-5351
伯耆町福祉課	0859-68-5534

* 詳しい内容は、各市町村にお問い合わせください。

* このほか、鳥取県交通安全協会各地区協会も貸出しを行っています。

1 名称

自転車の安全利用推進運動

2 趣旨

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用できる身近な交通手段であるが、自転車利用者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践は浸透しているとは言えない状況にあり、自転車事故が減少傾向にある中で一昨年に続き、昨年においても4件の自転車利用中の死亡事故が発生している。

鳥取県支え愛交通安全条例の基本理念に基づき、自転車利用者の安全確保に向けた取組を推進するため、乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入促進、また、自転車安全利用五則の周知徹底など、自転車が「車両」として守るべき交通ルールと正しい交通マナーについて広報啓発することにより、自転車の安全利用の推進と交通事故防止を図る。

3 推進期間

平成29年5月1日(月)から平成29年5月31日(水)

4 県下一斉街頭指導の日

5月1日(月)・5月15日(月)「交通安全にみんなで参加する日」

5 推進事項

(1) あらゆる機会を活用した自転車のルール等についての効果的な広報啓発

ア 「自転車安全利用五則」等の活用による自転車の基本的な通行ルールの周知を促すための広報啓発

イ 自転車乗用中の交通事故被害軽減のため、幼児・児童はもちろんのこと、広く自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用を促すための広報啓発

ウ 交通事故に備えた損害賠償責任保険などへの加入を促すための広報啓発

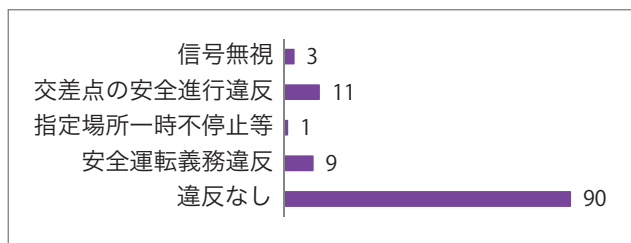
(2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

(3) 街頭指導の強化

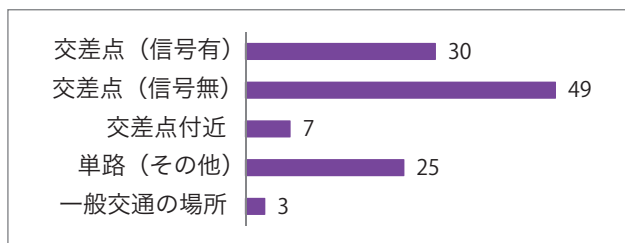
《 参 考 》

平成28年中 各種状態別自転車事故発生状況

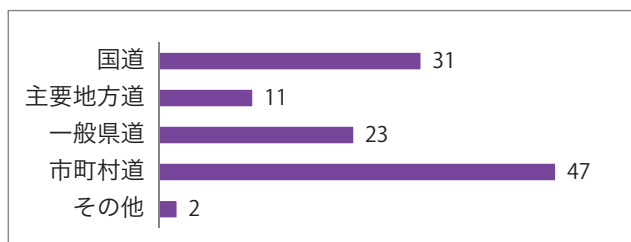
□違反種別(人)



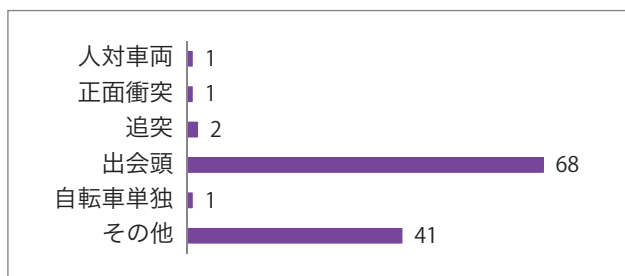
□道路形状別(件)



□道路別(件)



□事故類型別(件)



1 名称

飲酒運転根絶！意識改革推進運動

2 運動の趣旨・目的

飲酒運転が大きな社会問題となり、道路交通法の改正と罰則強化等により、減少傾向にはあるが、根絶には至っていない。

飲酒運転を根絶していくためには、県民一人一人の意識改革と根絶に向けた取り組みが必要であることから、飲酒運転の危険性を訴える広報啓発活動を重点的に実施し、県民の飲酒運転の根絶気運の高揚を図ることを目的とする。

3 実施時期

飲酒の機会が増える時期

行楽シーズン	4月上旬から5月中旬
猛暑シーズン	8月中
年末年始シーズン	12月中旬から1月中旬

4 推進要領

実施機関・団体	推進要領
<p>市 町 村 県・市町村教育委員会 交通安全協会 関係機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ケーブルテレビ等地域メディア、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞・広報紙等の広報媒体を活用し、この運動について県民の関心を高める広報啓発を推進する。 ○飲酒運転疑似体験ゴーグル等を活用した参加・体験・実践型の飲酒運転体験研修会等を開催する。 ○飲酒運転根絶宣言、飲酒運転撲滅キャンペーンを開催する。 ○仲間と自動車で飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける「ハンドルキーパー運動」を推進する。
<p>警 察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転の取締りを強化し、酒を提供した者など背後責任を追及する。 ○「居住地別飲酒事故、飲酒運転違反者ワーストランキング」を公表する。
<p>家 庭 地 域 職 場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭、地域、職場で飲酒運転の危険・悪質性について話し合いの場を持ち、飲酒運転根絶意識の高揚を図る。 ○事業主や安全運転管理者による飲酒運転根絶のための管理と職場環境づくりを推進する。
<p>酒 類 提 供 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転根絶ポスター、ステッカーなどの掲出により飲酒運転根絶気運を高める。 ○自動車を運転してきた客には酒を出さない、飲酒した客には運転させないことを徹底する。
<p>運 転 者 同 乗 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「ひとくちだけ」「これくらい」という甘さを払拭し、絶対に飲酒運転はしないことを徹底する。 ○飲酒運転をした人のみでなく、同乗者や提供者も同罪になることを認識する。 ○二日酔い状態での運転は飲酒運転だということを自覚する。 ○自転車利用者も飲酒運転は絶対にしない。

1 名称

高齢者、子ども及び障がい者への思いやり運転推進運動
～横断歩道付近では、特にスピードを落とそう～

2 趣旨等

交通事故死者数に占める高齢者の割合は近年高率で推移し、特に道路横断中の交通事故が多く発生している。また、去年は子どもの交通死亡事故は発生していないものの、全国では障がい者が犠牲になる交通死亡事故が発生している。

多発する高齢者の交通死亡事故に歯止めをかけ、次代を担う子どもの安全と配慮が必要な障がい者を守ることは極めて重要であることから、鳥取県支え愛交通安全条例の基本理念に基づき、ドライバーをはじめとする県民に対し、高齢者等交通弱者への「思いやり運転」や「思いやり行動」また、横断歩道付近での交通ルールの遵守や交通マナーの向上等を呼びかけることにより、高齢者等の交通事故防止を図る。

3 実施期間

平成29年4月1日(土)から4月30日(日)

平成29年9月1日(金)から9月30日(土)

4 主 唱

鳥取県交通対策協議会・鳥取県

5 実施方法

(1) 運転者は

- ① 道路を通行する全ての高齢者、子ども及び障がい者に対して思いやり運転を推進する。
- ② 横断歩道付近では、横断歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で止まれる速度で進行する。また、横断しようとする歩行者がいる場合は横断歩行者を優先する。
- ③ 夕方や雨の日は早めにライトを点灯し、歩行者を発見しやすくするとともに、自分の存在を周囲に知らせる。
- ④ 車に幼児を同乗させる場合は、子どもに合ったチャイルドシートを正しく使用する。
- ⑤ 身体障害者標識、聴覚障害者標識及び高齢運転者標識を表示した車両に対しての思いやり運転を推進する。

(2) 各種広報媒体を活用した広報啓発

- ① 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、電光掲示板、広報紙等を活用し、高齢者、子ども及び障がい者に対する「思いやり運転」の推進や横断歩道付近での交通ルールの遵守や交通マナーの向上について広報啓発を図る。
- ② 交通安全の各種講習会、イベント等の場を活用し、交通弱者である高齢者、子ども及び障がい者に対する「思いやり運転」や「思いやり行動」について広報啓発活動を推進する。

1 趣 旨

人命尊重と交通事故のない安全で快適な生活環境の確立を基本理念として、この日の活動を強化し、交通安全思想と交通道德の普及を草の根運動として取り組み、県民の交通安全参加・実践のより一層の促進を図る。

2 実施日

毎月1・15日とする。

ただし、その日が休日に当たる場合は、その直後の休日以外の日とする。

3 主 唱

鳥取県交通対策協議会

4 実施機関及び協賛団体

省略

5 推進体制の確立

- (1) 各市町村、市町村交通（安全）対策協議会等においては、関係機関・団体に対して積極的に働きかけを行い、本要領に基づき具体的な実施計画を策定する等、推進体制を確立するとともに、地域住民に対しては、本運動への自発的参加、実践を働きかけ、地域総ぐるみの運動として展開するものとする。
- (2) 各実施機関は、関連機関等に本運動の趣旨の周知徹底を図り、効果的な実践活動を推進する。

6 実施事項

(1) 広報活動の推進

- ア 市町村・安全協会・安全運転管理者等の広報車、それぞれの実施機関発行の機関紙、有線・社内放送、回覧板等各種広報媒体を効果的に活用し、「交通安全にみんなで参加する日」の周知徹底を図る。
- イ 報道機関の協力を得て、本運動の趣旨の周知徹底を図る。
- ウ 保護者組織・婦人会・老人クラブ・青年団・幼児交通安全クラブ・PTA・自治会・町内会等あらゆる組織を通じて、家庭、地域、職域ぐるみの参加、実践が図られるよう広報活動を推進する。

(2) 街頭指導の推進

- ア 関係機関・団体が連携を密にし、地域住民の協力を得て街頭活動を積極的に行い、特に交通弱者の保護誘導に重点をおいた交通安全指導を行う。
- イ 保育園・幼稚園、学校関係者は、PTA、交通安全母の会等との合同による登下校時の通園・通学路における交通安全指導を強化する。
- ウ 無謀運転、歩行者通行妨害等悪質危険な行為に対する指導取締り活動を強化する。

(3) 交通安全教育の徹底

- ア 保育園・幼稚園、学校においては、園児、児童、生徒に対し、「交通安全にみんなで

- 参加する日」の周知徹底を図るとともに、この日を活用した交通安全教育を推進する。
- イ 官公庁、会社、事業所、団体等においては、放送施設、朝礼、各種会合等あらゆる機会を利用して安全な交通行動の実践を徹底する。
 - ウ 自治会、婦人会、老人クラブ等のあらゆる地域組織を利用した交通安全講習や地域、職域を中心とした交通安全集会等を開催し、地域住民に対する交通安全教育を徹底する。
 - エ 事業主、安全運転管理者、運行管理者等による研修会、講習会の開催、車両点検整備、実技訓練等を実施し、所属職員に対する交通安全教育を徹底する。

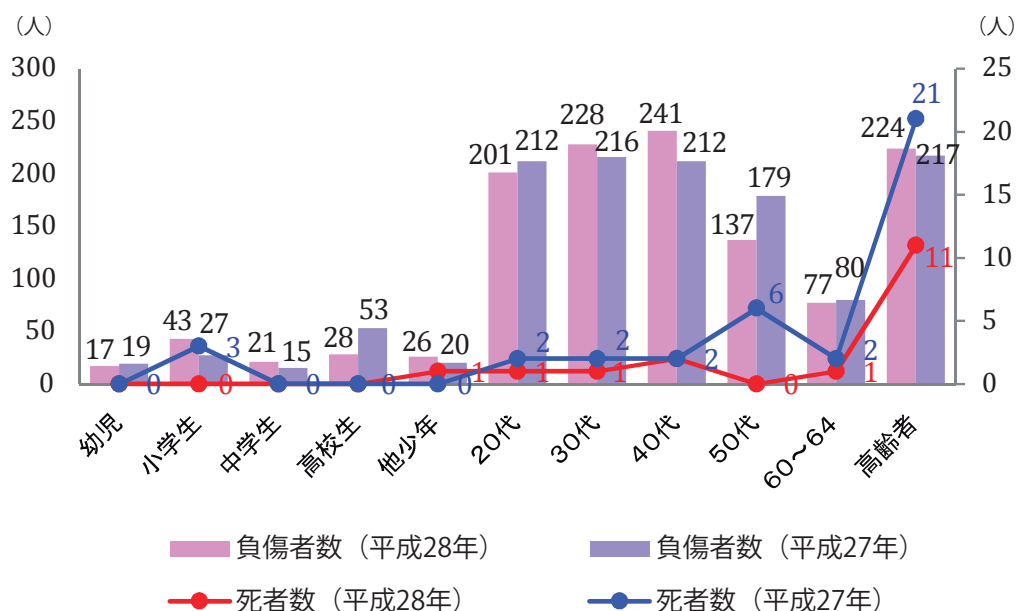
(4) 交通安全家族会議等の促進

- ア 日々の新聞、ラジオ、テレビ等で報道する交通事故の原因等を取り上げて話し合い、家族が交通事故の被害者や加害者にならないよう家族ぐるみの話し合いを促進する。
- イ 正しい歩行と横断、自転車の安全な利用の指導や自動車で出かける家族に、シートベルトの着用、飲酒運転追放等の声かけ運動を促進する。

(5) その他交通実態等に応じた対策の推進

- ア 交通安全施設及び交通事故多発地点、路線等に対する点検を行い、道路交通環境の整備に努める。
- イ 学校、職場等に対する自転車の点検整備を促進するとともに、関係機関・団体が一体となった街頭自転車点検を実施し、安全な自転車利用の普及を図る。
- ウ 「安全運転五則」の実践、チャイルドシートとシートベルトの使用（着用）、飲酒運転根絶の徹底、違法駐車等の活動を強化する。
- エ 高齢者、子ども等に対する参加型・体験型の交通安全教育を推進する。
- オ 反射材等交通安全用品の効果の周知と普及、活用を促進する。

年齢別交通事故死傷者数（平成27・28年）



1 目的

この制度は、県下全域又は県下の東部、中部、西部の各ブロックにおいて、交通死亡事故等が短期間に集中的に発生した場合、鳥取県交通対策協議会が交通死亡事故多発警報（以下「警報」という。）を発令し、緊急対策を迅速かつ的確に実施することによって、事後の交通死亡事故等を抑止することを目的とする。

2 警報の発令者

- (1) 警報の発令者は鳥取県交通対策協議会長（鳥取県知事）とする。
- (2) 警報の発令事務は、緊急対策を迅速に実施するため、副会長である鳥取県警察本部長が行うものとする。

3 警報の種別及び対象地域

- (1) 警報の種別は、「全県警報」、「ブロック警報」の2種類とする。
- (2) 全県警報は、県下全市町村の区域を対象に緊急対策を実施する。
- (3) ブロック警報は、次の区分で発令し、ブロック内の関係市町村を対象に緊急対策を実施するものとする。
 - 東部ブロック（鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署管内）
 - 中部ブロック（倉吉、八橋の各警察署管内）
 - 西部ブロック（米子、境港、黒坂の各警察署管内）

4 発令の基準

- (1) 警報は、交通死亡事故等の発生が、次の要件に該当したときに、発令するものとする。
 - ア 全県警報
県下の2以上のブロックの区域において、1週間におおむね3件以上の交通死亡事故が発生したとき。
 - イ ブロック警報
ブロック内の2以上の警察署の区域において、1週間におおむね2件以上の交通死亡事故が発生したとき。
- (2) 前記の外、鳥取県交通対策協議会長が特に必要と認めたときは、発令することができるものとする。

5 緊急対策実施期間

交通死亡事故緊急抑止対策の実施期間は、警報が発令された日から、おおむね10日間とし、その都度設定する。

6 警報発令時における緊急対策推進事項

関係機関・団体が連携を密にし、県民運動として

- ①広報活動の強化
- ②街頭活動の強化
- ③交通事故実態に即応した対策の強化
- ④交通指導取締りの強化

の推進を図ることとするが、具体的推進事項については、別紙1のとおりとする。

7 警報の伝達

- (1) 警報の通知は別紙2（省略）により、くらしの安心推進課を通じて各市町村長及び関係機関・団体へ伝達するものとする。
- (2) 各市町村は、関係機関・団体の活動が効果的に推進されるよう警報の伝達システムを確立しておくものとする。

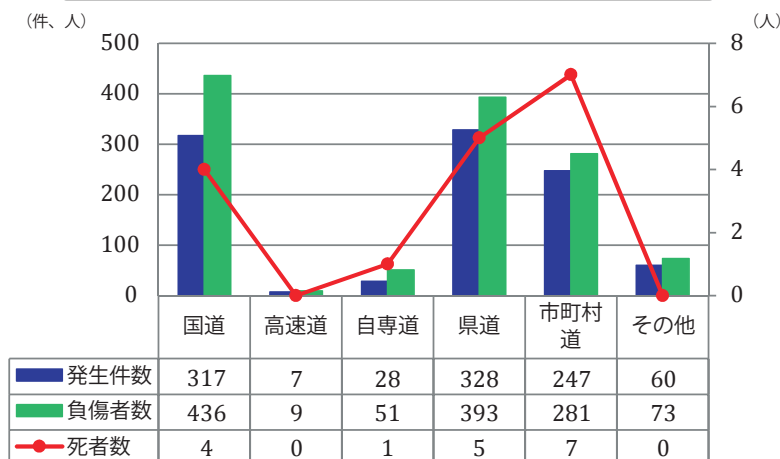
別紙1

警報発令時における具体的推進事項

推進事項	実施事項
広報活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○警報発令に関する報道提供を行い、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて県民に周知徹底する。 ○広報車、有線放送等各種広報媒体を活用して、周知徹底を図る。 ○横断幕、懸垂幕、立看板、安全旗等を掲出する。 ○市町村広報紙、関係機関・団体の広報紙、機関紙等を活用し、地域住民の注意を喚起するとともに、安全活動への参加を呼びかける。 ○各種会議、会合等の機会を利用して「交通安全一声運動」を推進する。
街頭活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○交対協傘下の交通安全指導員、交通安全協会、交通安全母の会、PTA及び警察等関係機関・団体は連携し、通学路、交差点等交通要点において自転車、歩行者の安全指導及び運転者に対する安全運転の励行を呼びかける。 ○道路管理者、警察等関係機関・団体は連携し、交通事故多発地点等の交通安全施設の点検整備、路上放置物件、違法駐車等の排除等、安全・円滑な交通環境の確保に努める。
交通事故実態に即応した対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○運転者に対し、「安全運転5則」、「高速安全運転5則」の実行及び交差点での安全走行の実行、シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用、前照灯の早期点灯を指導する。 特に、若年運転者に対しては、安全速度での走行等「ゆとりある運転」の励行を指導する。 ○子ども、高齢者に対する参加型・体験型の交通安全教育を強化する。 特に、高齢歩行者に対しては「高齢歩行者等交通安全5則」の励行を呼びかける。 ○自転車利用者に対し、側面反射器材の装着、ライトの点灯、点検整備の励行等自転車の安全な利用を指導する。
交通指導取締りの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事故に結びつくおそれのある危険性、迷惑性の高い交通違反の指導取締りを強化する。

別紙2（省略）

道路別交通事故発生状況（平成28年中）



1 高齢者に対する公共交通機関の利用助成等（市町村）

※H29.1現在

市町村名	開始時期	概要
鳥取市	H 21.4.1	65歳以上の高齢者を対象としたバス定期券の購入金額の一部助成
	H 28.4.1	運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券の購入金額の一部助成（運転経歴証明書交付日から1年間、6ヶ月定期2回分）
境港市	H 23.4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者等を対象に、市営バス回数券を無料交付（120回、1万円分）
岩美町	H 12.5.1	要介護3～5に認定された方、要支援1～要介護2で非課税世帯の方、田河内、相谷等6地区に居住の65歳以上の方等を対象に、タクシー・福祉車両による町内の医療機関、行政機関等への移送サービスを実施（年100回、1区間500円）
八頭町	H 24.4.1	高齢者等を対象に年間100回につき、タクシー料金の3分の2を補助
若桜町	H 22.4.1	65歳以上の高齢者を対象に、町営バスシルバー定期券を販売
智頭町	H 23.4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者を対象に、町営バス回数券22回分を無料交付
	H 25.3.22	運転免許を保有していない高齢者等を対象に町タクシー等の利用券等の無料交付（タクシー2千円分、町営バス回数券1万円分）
湯梨浜町	H 22.4.1	65歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券の購入金額の一部助成
	H 20.4.1	一人又は二人暮らしの高齢者を対象に年会費千円で乗り合いバスの利用が可能
三朝町	H 28.4.1	運転免許を保有していない高齢者等（75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者又は要介護認定者等）を対象に、タクシー利用助成券を交付（年間48枚上限。メーター額2千円までは1/2助成、メーター額2千円から6千円までは個人負担1千円を除く額、メーター額6千円以上は5千円まで）
	H 28.4.1	70歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券（架け橋）の購入金額の一部助成
北栄町	H 29.4.1 （予定）	65歳以上の方及び障がいなど特別な事情により移動手段に困っている方（運転免許証がない方、車を所有していない方、車を運転できない理由がある方に限る）または、運転免許を自主返納された方（運転経歴証明書必要）を対象に、タクシー利用を助成。（最大月8枚、年間96枚上限）ただし、発着点のどちらかを町内とする移動に限る。最低自己負担額300円、町助成上限800円まで。
	H 27.12	要支援、要介護の認定を受けている方、総合事業対象者または障がい者の方で、ひとりで公共の交通機関の利用が出来ない方を対象に、自宅から中部地区の病院への通院に対しタクシー利用料を助成（人工透析を除き週1往復の利用制限あり、200円～1000円の利用者負担あり）
	H 18.4	廃止になったバス路線で乗り合いタクシーを運行（1日5往復 中学生以上200円、ただし運転免許を自主返納された方は100円）
琴浦町	H 27.4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者を対象に町営バス回数券を交付（7千円分）
伯耆町	H 26.4.1	運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者等を対象に町営デマンドバス回数券を交付（3千円分）
日吉津村	H 7.4.1	運転免許保有していない65歳以上の高齢者世帯等を対象にタクシー利用料を助成（年間最高50回について、料金の500円）
大山町	H 26.4.1	運転免許を自主返納した者を対象に町営デマンドバス回数券を交付（9千円分）
	H 24.4.1	一般の交通機関の利用が困難な高齢者等を対象にタクシー料金のうち1千円を超える額の1/2を助成
日南町	H 29.4.1 （予定）	日南町おでかけタクシーチケット 400円×50枚を交付（年間） 対象者：日南町に住所があり、運転免許がない人で次のいずれかに該当する人 ・ 年度末において70歳以上の人 ・ 70歳未満で、要介護・要支援認定を受けている人 ・ 70歳未満で、身体障がい者手帳1・2・3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人
日野町	H 23.4.1	自動車の運転が出来ない等の高齢者等を対象にタクシー利用料金の一部を助成
江府町	H 23.4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者を対象に町営バス回数券を交付（4千円分）

* 詳細については、各市町村にお問い合わせください。

2 運転免許の自主返納高齢者に対する支援施策（民間事業者等）

※H29.1現在

実施主体	開始時期	概 要
鳥取県交通安全協会	H22.12.10	運転経歴証明書申請手数料(1,000円)を全額補助 ※交通安全協会会員に限る
鳥取県ハイヤータクシー協会	H23.1.1	タクシー運賃1割引
皆生温泉旅館組合	H28.3.1	日帰り入浴料5割引(同伴者1名まで) ※米子市、境港市、西伯郡、日野郡、東伯郡琴浦町に居住の方(運転経歴証明書発行から1年間)
鳥取県観光事業団	H27.4.1	5施設の入園料(入場料)を2割引(同伴者1人まで) 対象施設【とっとり花回廊、鳥取砂丘こどもの国、中国庭園燕趙園、夢みなとタワー、鳥取二十世紀梨記念館なしっこ館】
若桜鉄道株式会社	H27.4.1	若桜駅から郡家駅間の運賃5割引 ※65歳以上(住所地不問)
智頭急行株式会社	H27.5.1	智頭駅から上郡駅間の特殊回数乗車券「優ユウきっぷ」5割引 ※年齢、住所地不問
智頭急行協賛店	H27.6.1	智頭急行発行「優ユウきっぷ」に添付の引換券による特典 (1冊に1枚)
智頭サービス商店会	H27.6.1	加盟店で使用できるポイント1,000円分 ※65歳以上(住所地不問)
米子信用金庫	H27.9.1	○専用定期預金金利優遇(65歳以上) ○各種カーローン金利優遇(65歳以上の同居親族が運転経歴証明書をお持ちの場合)
気高町カイちゃんスタンプ会 鹿野まつりちゃんの会 青谷サービス商店会	H27.10.1	加盟店で使用できるポイント1,000円分 ※1回に限り、鳥取市気高町、鹿野町、青谷町居住の65歳以上の方
松本油店・山陰石油	H28.2.1	灯油配達料を1リットルあたり6円割引 ※米子市、西伯郡日吉津村、西伯郡南部町居住の方(年齢不問)
鳥取市商店街振興組合連合会	H28.3.1	○市内循環バス「くる梨」利用券(1回) ○ステッカー提示の協賛店ごとに各種特典
JR米子支社	H28.4.1	自主返納者に対して、ポケット版時刻表を交付
株式会社オオタ	H28.4.1	○高齢顧客向け見守り(各種安全情報提供等) ○バリアフリーリフォーム、ベンリー(便利屋)利用料1割引等
日ノ丸グループ	H28.5.1	日ノ丸グループによる各種割引等の優遇
株式会社サックス	H28.7.6	○廃車手続き無料 ○三親等までの方、運転経歴証明書交付日から 「1年間オイル交換無料」 「3年間車両購入時、カタログギフト進呈」 「1年間整備工賃10%割引き」 ※但し、自主返納者と同居の者に限る
株式会社スズキ自販鳥取	H28.10.1	スズキ直営代理店及びスズキ車販売店において、歩行補助車(セニアカー)新規購入の方に、ボディカバー(簡易防水タイプ)を進呈 ※65歳以上の方
株式会社JA中央サービス、株式会社丸福、鳥取県石油協同組合中部支部(一部店舗を除く)	H28.12.1	灯油の配達料金割引き

※詳細については、各実施主体にお問い合わせください。

※鳥取県交通安全協会を除くすべての場合に「運転経歴証明書」の提示が必要です。

【運転免許の自主返納制度について】

加齢に伴う身体機能や判断力の低下により、運転に不安を感じる方などが、自主的に運転免許証の取消し(全部取消し又は一部取消し)を申請することができる制度です。

※交通事故の防止を目的としており、運転者の自主的な意思に基づくものです。

※詳細については、各警察署、各免許センターにお問い合わせください。

先進安全自動車を購入される 高齢者の方を応援します！

～平成29年度高齢者安全運転普及モデル事業補助金～

県では、高齢者交通安全教室を受講された方へ、衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した先進安全自動車の購入経費を支援します。

平成29年度高齢者安全運転普及モデル事業補助金の概要

補助金の交付を申請できる方	県内にお住まいの満65歳以上の方で、運転免許センターで開催される高齢者交通安全教室「安全プラス65」を受講された方
補助金の対象となる自動車	衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報(又はレーンキープアシスト)、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の全てを搭載した乗用車 (車両本体価格300万円以下)
補助金の額	3万円(定額)
補助対象台数	200台(先着順)
申請期限	平成30年3月15日(木)(※郵送可。ただし、当日必着)

注1)詳しくは、裏面をご覧ください。

注2)補助金の申請に当たり提出された個人情報、この事業の目的以外には使用しません。

【問い合わせ先】

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

電話 0857-26-7159 ファクシ 0857-26-8171

電子メール kurashi@pref.tottori.lg.jp



平成29年度高齢者安全運転普及モデル事業補助金の申請から交付までの流れ

【補助対象者】

- ・新車登録日に県内に住居を有している満65歳以上の方で、自動車検査証に記される使用者と同一の方
- ・非営利かつ自ら使用する目的で補助対象自動車を購入された方
- ・県内の運転免許センターにおいて高齢者交通安全教室「安全プラス65」を受講された方
- ・自動車運転免許証（有効期限内）を保有されている方
- ・申請しようとする年度にかかわらず、補助事業の補助金の交付を受けていない方

【補助対象自動車】

- ・衝突被害軽減ブレーキ（30km/h以下でのみ作動するものは除く）、車線逸脱警報（又はレーンキープアシスト）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の全てを搭載したもの
- ・消費税抜きの車両本体価格が300万円以下であるもの
- ・自動車検査証に記される使用の本拠の位置及び使用者の住所が県内であるもの

①先進安全自動車を自動車販売店で注文(売買契約)します。

- ・平成29年3月11日から平成30年3月15日までの間に新規登録（軽自動車の場合は、新規検査届出）した新車が対象です（ただし、リース、レンタルは対象外です）。
- ・先進安全自動車の注文（売買契約）前に②の「安全プラス65」を受講することもできます。

②県内の運転免許センターで開催される高齢者交通安全教室「安全プラス65」を受講してください。受講後に終了書が発行されます。

- ・「安全プラス65」は原則として各運転免許センターで毎月1回開催されます。（事前予約が必要です。）各運転免許センターごとの定員に達し次第、受付が締め切られます。「安全プラス65」の事前予約その他お問い合わせは、県内の最寄りの地区運転免許センターにお願いします。

③補助金交付申請書類を県が指定する窓口を經由して県に提出します。

【補助金交付申請書類】

- ①平成29年度高齢者安全運転普及モデル補助金交付申請書兼実績報告書
- ②「安全プラス65」受講終了書（免許センターから交付を受けた正本。コピー不可。）
- ③運転免許証のコピー（住所変更をしている場合は、裏面のコピーも添付してください。）
- ④売買契約書（注文書）のコピー
- ⑤自動車検査証のコピー
- ⑥先進安全自動車販売証明書（自動車販売店に御依頼ください。）
- ⑦暴力団の排除に関する誓約書

※①、⑥、⑦の様式は、各市町村の交通安全担当課（室）でも配布いただいています。

- ・申請書類の提出先は次の2箇所です。（持参・郵送のいずれも可。）

- 普通・小型乗用車の場合 → （一社）日本自動車販売協会連合会鳥取県支部
（〒680-0006 鳥取市丸山町246-1）
- 軽自動車の場合 → （一社）全国軽自動車協会連合会鳥取事務所
（〒680-0913 鳥取市安長77-3）

- ・県庁及び各総合事務所では受け付けていませんので注意して下さい。

④「補助金交付決定通知書」が申請者宛てに郵送されます。

- ・予算の範囲内で交付決定しますので、補助金の交付を受けられない場合があります。あらかじめ御了承ください。

⑤補助金(3万円)が指定口座に振り込まれます。

- ・この事業の効果を検証して高齢者の交通事故防止対策に役立てるため、補助金の交付を受けられた方には先進安全自動車の効果等に関するアンケートをお願いします。御協力いただきますようお願いいたします。

【注意】 補助を受けた自動車は、1年以上保有する必要があります。

補助金を受けて取得した自動車を登録（検査届出日）から1年以内に譲渡・転売した場合は、補助金を返納しなければならない場合があります。

<高齢者安全運転普及モデル事業に関するお問い合わせ先>

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁くらしの安心推進課 ☎0857-26-7159

鳥取県支え愛交通安全条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）の道路交通安全（以下「交通安全」という。）の確保に関し、配慮し、又は遵守すべき事項を定めるとともに、交通安全教育に係る県、学校等、事業者及び県民の責務並びに交通環境の整備に係る県の責務を明らかにすることにより、交通安全の確保に向けた取組を進める機運の醸成を図り、もって交通事故のない鳥取県の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者標識 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第71条の6第2項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- (2) 聴覚障害者標識 法第71条の6第1項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- (3) 思いやり運転 相手の状態を認識し、それに配慮しながら運転することをいう。
- (4) 高齢運転者標識 法第71条の5第3項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- (5) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (6) 幼児用補助装置 法第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置をいう。

第2章 障がい者の交通安全

(障がい者の安全な通行の確保)

第3条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、道路を通行する全ての障がい者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、次項から第4項までの規定によるほか、それぞれの障がいの特性に応じた配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

- 2 県民等は、白色若しくは黄色のつえを携え、又は盲導犬を連れた視覚障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該視覚障がい者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、誘導その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。
- 3 県民等は、聴導犬を連れた聴覚障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該聴覚障がい者に向かい合っ動作により危険があることを知らせ、誘導その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。
- 4 県民等は、車いすを利用している身体障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該身体障がい者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、介助その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。
- 5 県は、県民等による障がい者の交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

(車両接近通報装置の搭載及び使用)

第4条 県民等は、車両接近通報装置（自動車の存在又は接近を音声その他の方法で周囲にある者に知らせる装置をいう。以下同じ。）の搭載が可能な自動車を購入する場合には、これを搭載するよう努めるものとする。

- 2 県民等は、車両接近通報装置が搭載されている自動車を使用するときは、これを適切に使用するよう努めるものとする。
- 3 県は、県民等による車両接近通報装置の搭載及び使用の啓発を行うものとする。

(身体障害者標識等表示車に対する配慮)

第5条 県は、身体障害者標識及び聴覚障害者標識の表示の普及に努めるとともに、これらを表示している自動車に対する思いやり運転が行われるよう啓発を行うものとする。

第3章 高齢者の交通安全

(高齢者の安全な通行の確保)

第6条 県民等は、道路を通行する全ての高齢者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、歩行し、又は自転車を利用する高齢者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該高齢者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、誘導、介助その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

- 2 県は、県民等による高齢者の交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

(高齢運転者標識表示車に対する配慮)

第7条 県は、高齢運転者標識の表示の普及に努めるとともに、これらを表示している自動車に対する思いやり運転が行われるよう啓発を行うものとする。

(夜間における歩行者用反射材用品の着用の推進)

第8条 高齢者は、夜間に道路を歩行するときは、歩行者用反射材用品（自動車の前照灯その他の照明を反射することによって歩行者の存在を周囲にある者に知らせることができる物をいう。以下同じ。）を着用するよう努めるものとする。

- 2 県は、高齢者が歩行者用反射材用品を着用するよう啓発を行うものとする。

(自らの身体機能等の状態の把握)

第9条 高齢者は、自らの身体機能又は認知機能の状態を把握するよう努めるとともに、必要に応じて、医療関係者、関係行政機関その他の適切な者から運転に際して注意すべき事項その他の安全に道路を通行するために気をつけるべき事項についての助言を受けるよう努めるものとする。

- 2 県は、運転を行う高齢者の交通安全を確保するため、加齢に伴う身体機能又は認知機能の低下が運転に及ぼす影響についての啓発を行うものとする。

第4章 子どもの交通安全

(子どもの安全な通行の確保)

第10条 県民等は、歩行し、又は自転車を利用する全ての子どもの安全な通行を妨げないようにするとともに、子どもの通行への危険又は支障があると認めるときは、当該子どもに対して、危険があることを知らせるために声をかけ、必要に応じ、誘導し、注意を促すなどの安全な通行のための配慮を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民等による子どもの交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

3 県は、幼児用補助装置の使用についての啓発を行うものとする。

(通学路等の安全の確保)

第11条 通学路その他の子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路となっている道路(以下「通学路等」という。)を管理する者、子どもの教育に関係する機関、子どもの保護者、地域の住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署の長は、連携して通学路等における交通安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 自転車の交通安全

(自転車利用者の安全な通行の確保)

第12条 自動車を運転する者は、自転車利用者の安全な通行への配慮に努めるとともに、自転車との安全な車間距離の確保その他の適切な運転操作を行うよう努めるものとする。

(歩行者等に対する安全配慮)

第13条 自転車利用者は、自転車の利用に関する法令を遵守するとともに、歩行者、他の自転車利用者又は自動車の安全な通行に支障を及ぼすことのないよう努めるものとする。

(技能等の習得)

第14条 県民等は、交通安全を確保するために必要となる自転車を適正に利用するための技能及び知識の習得に努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等の加入)

第15条 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(以下「自転車損害賠償保険等」という。)に加入するよう努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

3 事業者は、事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

4 自転車の貸付けを業とする者は、自転車を客に利用させるために貸し付けるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

5 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(自転車利用時の安全対策)

第16条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶるなど、自転車を利用する際の安全対策に努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めるものとする。

(安全かつ適正な利用の推進)

第17条 県は、自転車損害賠償保険等への加入、乗車用ヘルメットの着用等、自転車の安全かつ適正な利用が行われるよう啓発を行うものとする。

第6章 交通安全教育の推進

第18条 県は、県民等の交通安全に対する意識の高揚を図るため、交通安全又は教育に関係する機関及び団体と連携して交通安全教育を推進するものとする。

2 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校その他これに類する施設を設置し、又は管理する者は、幼児、児童、生徒及び学生(以下「児童等」という。)の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が地域における交通安全に関する活動に参加できるよう努めるものとする。

3 県民等は、家庭又は事業所における交通安全教育に努めるとともに、地域における交通安全に関する活動に参加し、又は配慮するよう努めるものとする。

第7章 交通環境の整備等

(交通安全を確保するための施設の整備)

第19条 県は、市町村及び国と連携して道路及び交通安全施設の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(移動等円滑化の推進)

第20条 県は、道路交通に係る移動等円滑化(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第1項第2号に規定する移動等円滑化をいう。)の推進に努めるものとする。

(自動車の安全な運転支援等技術成果の啓発)

第21条 県は、自動車の安全な運転の支援又は交通事故が発生した場合における被害の軽減に資する技術に関する研究開発の成果についての啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第22条 県は、交通安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○北栄町交通安全対策協議会設置要綱

平成18年8月31日

訓令第48号

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき、町内における交通の円滑と交通事故防止に関する諸問題について連絡協議し、その対策を推進するため、北栄町交通安全対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、北栄町、北栄町議会、北栄町教育委員会、倉吉警察署、北栄町商工会、交通安全協会関係者、社会教育団体並びに学識経験者、その他必要に応じて各界代表者をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 交通事故防止思想の普及徹底
- (2) 交通事故防止対策についての調査研究
- (3) 交通標識、交通方式等につき関係機関への建議
- (4) 車両運転者、児童生徒等に対する指導、協力の要請
- (5) 関係機関との連絡提携
- (6) その他の交通事故防止対策上必要な事項

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 役員は会員の互選による。ただし、会長は町長が当たる。

3 会長が必要と認めるときは顧問を若干名置くことができる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2か年とし、再任を妨げない。ただし補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は協議会とし、会長が招集し、議長となる。協議会は、年1回定期に開くほか、必要により臨時会を開くことができる。

2 会長が必要と認めたときは、協議会に学識経験者、関係機関及び団体の代表者の参加を求めて意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 会長が必要と認めたときは、特殊案件又は専門的事項を審議するため協議会に部会を設けることができる。

2 部会の構成員は、会長がそのつど指名する。

(経費)

第9条 協議会の運営に必要な経費は、町予算をもって充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。